

令和 7 年度「職業能力開発に関するニーズ調査」業務委託
プロポーザル実施要領

「職業能力開発に関するニーズ調査」業務の契約候補者選定に係るプロポーザルの実施について必要な事項を次のとおり定める。

1 業務の名称

職業能力開発に関するニーズ調査業務

2 業務の内容

第 12 次和歌山県職業能力開発計画の策定に必要な基礎データ等の収集や調査結果の分析。詳細は別添仕様書のとおりとする。

3 見積限度額

金 3,558,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託契約期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

5 契約候補者の選定手続

（1）契約候補者選定方法

ア 選定方法

契約候補者の選定は、県が別に定める「和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）の審査により行う。

委員会は、予め定められた審査基準に基づき、参加者が提出した企画提案書等を公正に審査・評価し、最も高い評価の企画提案をした者を契約候補者として選定する。

審査は書類審査のみであり、プレゼンテーションは行わない。

イ 評価基準

以下の項目により、総合的に評価して選定する。

（ア）調査項目の内容

調査項目が今後の職業能力開発にあたり役立つ内容となっているか。

（イ）事業の実施体制

業務遂行できる体制となっているか。

（ウ）調査結果の取りまとめ、成果品

取りまとめ方法や成果品の作成に工夫がなされているか。

（エ）見積金額

(2) 選定手続

ア 本プロポーザルの実施スケジュール

令和 7 年 7 月 17 日 (木)	事前説明会申込締め切り
令和 7 年 7 月 24 日 (木)	事前説明会
令和 7 年 7 月 30 日 (水)	質問締め切り
令和 7 年 7 月 31 日 (木)	質問回答
令和 7 年 8 月 8 日 (金)	企画提案書提出締め切り
令和 7 年 8 月下旬	審査委員会

イ 事前説明会

(ア) 日時 令和 7 年 7 月 24 日 (木) 10:00～10:30

(イ) 場所 和歌山県庁東別館 5-A 会議室 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

オンライン形式 (Microsoft Teams) での参加も可

(ウ) 内容 業務内容、仕様書の説明及び質疑応答

(エ) 参加申込 参加申込は令和 7 年 7 月 17 日 (木) 17 時までに「事前説明会参加申込書」(様式 1) によりメールで労働政策課宛て提出すること。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書 (様式 2 下記 A～F は様式自由)

A 調査項目 (仕様書に記載している調査団体ごと)

B 調査実施計画

C 調査方法

D 集計・分析方法

E 調査報告書の構成

F 組織概要(提案事業者の組織概要 (名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、業務概要など)、当該業務の実施体制 (人事部門、経理部門、業務管理部門など))

(イ) 契約実績報告書 (様式 3)

(ウ) 経費見積書 (様式 4)

A 当該業務の実施に必要な経費を計上すること。

B 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

C 見積金額は、見積限度額を超えない範囲で設定すること。

D 見積書に積算根拠の内訳を添付すること。

(エ) 誓約書 (様式 5)

エ 提出期限

令和 7 年 8 月 8 日 (金) 17 時

オ 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課 (和歌山県庁本館 2 階)

電話：073-441-2802

メール：e0606002@pref.wakayama.lg.jp

カ 書類の提出方法

メールで提出又は上記提出場所に郵送のいずれかによる。なお、郵送で提出する場合は、電話で受領を確認すること。

メールで提出する場合、各提出書類を1つのPDFファイルにまとめること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、下記9の担当あてに大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先に電子メールで依頼すること。

キ プロポーザル参加資格要件

(ア) から (カ) の全てに該当すること。

(ア) 上記5 (2) イの事前説明会に参加している者

(イ) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」（平成24年和歌山県告示第1522号）第3条に定める入札参加資格を有する者で、業務職種 大分類 11 測定・検査・調査研究等 小分類 11 調査研究・統計作業（社会経済分野）に該当する者。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(エ) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

(オ) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等もしくは同条第1号の暴力団もしくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者もしくはその刑の執行を受けることのなくなるまでのものに該当しない者。

(カ) 下記AからBのいずれかに該当する者。

A 和歌山県内に本店を有する者

B 県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者

ク 審査結果

採用者に書面により通知する。また、選定結果に関する下記の項目は、和歌山県労働政策課のホームページへ結果を掲載する。

(ア) 委託候補者の名称及び評価点

(イ) 次点以下の者の評価点

ケ プロポーザルに関する質疑応答

令和7年7月10日（木）15時から令和7年7月30日（水）12時までメールで受

け付け、電話での質疑には応じない。質疑は（様式 6）により行うこと。ただし、次の質問は受け付けない。

- ・他の応募者からの企画提案書提出状況に関する質問
- ・企画提案書の審査・評価の詳細に関する質問等

回答は、令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時までに労働政策課ホームページに掲載する。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/05syoku/syokuno_keikaku.html

6 委託契約の締結

選定委員会において決定された契約候補者と企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の内容を確定し、契約を締結することとする。協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退する等、契約に至らない場合は、評価次点者を契約候補者に選定する。

7 契約代金の支払方法及び支払時期

委託契約の支払は委託業務が完了し、和歌山県の検収後に支払うものとする。

8 その他

- （1）成果品の著作権は和歌山県に帰属する。
- （2）契約にあたり、原則として再委託は認めない。
- （3）本プロポーザルの提案に必要な一切の費用は提案者の負担とする。
- （4）提出された提案書は、返却しない。
- （5）提出された提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- （6）契約に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払をしない、もしくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。
- （7）上記（6）により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課能力開発班 担当：中西

電話：073-441-2802

メール：e0606002@pref.wakayama.lg.jp